

## 松山市道路占用料

松山市道路占用料徴収条例 別表 より

(単位：円)

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	610
	第2種電柱		940
	第3種電柱		1,300
	第1種電話柱		550
	第2種電話柱		870
	第3種電話柱		1,200
	その他の柱類		55
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	540
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	330
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100
	郵便差出箱及び信書便差出箱		460
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	3,500
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100	
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	23
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		33
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		49
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		66
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		98
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		130
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		230
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		330
	外径が1メートル以上のもの		660

## 松山市道路占用料

松山市道路占用料徴収条例 別表 より

(単位：円)

占用物件		単位	占用料	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1,100	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	AIに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの	AIに0.007を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	AIに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		1,700	
	地下に設ける通路		1,000	
	その他のもの		1,100	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	35	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	350	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	350
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	3,500
	標識		1本につき1年	870
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	35
		その他のもの	1本につき1月	350
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	35
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	350
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,500
		その他のもの		1,700
	令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,100
令第7条第3号に掲げる施設			AIに0.028を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	350	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			110	

## 松山市道路占用料

松山市道路占用料徴収条例 別表 より

(単位：円)

占用物件		単位	占用料
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.014を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.028を乗じて得た額

・第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

・第1種電話柱とは、電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

・共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

・表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

・Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。